

(2)ダイオキシン類対策特別措置法自主測定届出状況(平成19年10月22日時点)

表1. 大気基準適用施設

特定施設の種類	届出施設数	自主測定実施状況				基準超過施設数
		報告済	未報告	新設・休止	測定後廃止	
アルミニウム合金製造施設	18	18	0	0	(0)	0
廃棄物焼却炉	168	126	1	41	(5)	0
合 計	186	144	1	41	(5)	0

* 1)届出施設数は平成19年3月31日現在

* 2)「新設・休止」は、新設後1年未満でまだ報告のない施設および休止中の施設を指す。

表2. 排出ガス自主測定結果

特定施設の種類	新設・既設の別	報告件数	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準超過	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)
アルミニウム合金製造施設	既設	18	0 ~ 3.0	0	5
	新設	5	0.00016 ~ 0.069	0	1
廃棄物焼却炉	既設	3	0 ~ 0.0024	0	1
		1	0.000094	0	0.1
	既設	28	0.0000084 ~ 0.51	0	5
		0	—	0	1
	既設	30	0.0026 ~ 9.8	0	10
		10	0.00022 ~ 0.24	0	5
	既設	41	0 ~ 6.4	0	10
		19	0 ~ 2.6	0	5
合 計		155	0 ~ 9.8	0	—

注)上記報告件数には報告後廃止(年度途中で廃止したもの)を含む。また、年2回以上測定を行った施設があるため、表1の施設数とは一致しない。

表3. 廃棄物焼却炉に係るばいじんおよび燃え殻中のダイオキシン類濃度の測定結果

種 別	報告件数	測定結果 (ng-TEQ/g)	処分基準値超過	処分基準値 (ng-TEQ/g)
ばいじん	101	0~12	5	3
燃え殻	109	0~5.3	1	3

注1)排出口が複数の焼却炉の共用となっている施設やばいじんと燃え殻の混合排出等の施設があるため、表1の施設数とは一致しない。

注2)ばいじんには、燃え殻との混合灰の場合を含む。

(参考)排出ガス行政検査結果

単位:ng-TEQ/m³N

特定施設の種類	新設・既設の別	測定件数	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準超過	基準値 (ng-TEQ/m ³ N)	
廃棄物焼却炉	既設	1	0.0016	0	1	
		0	—	—	0.1	
	既設	7	0.012~0.39	0	5	
		0	—	—	1	
	既設	10	0.025~10	0	10	
		4	0.0044~0.19	0	5	
	既設	13	0.0067~5.6	0	10	
		5	0.0076~2.9	0	5	
アルミニウム溶解炉		2	0.0077~0.51	0	5	
合 計		42	0~10	0	—	

表4. 水質基準適用事業場

特定施設の種類	届出 事業場数	自主測定実施状況(事業場数)				基準超過 事業場数
		報告済	未報告	新設・休止	対象外	
アルミニウム合金製造施設から発生するガス処理施設	4	1	0	0	3	0
廃棄物焼却炉から発生するガスの処理施設および生ずる灰の貯留施設	9	3	0	0	6	0
フロン類の破壊施設	1	0	0	0	1	0
下水道終末処理施設	3	2	0	1	—	0
合計	17	6	0	1	10	0

注)注1)事業場数は平成19年3月31日現在。

注2)「対象外」は、公共用水域に排水を排出せず自主測定の必要のない事業場をさす。

表5. 排出水自主測定結果

特定施設の種類	事業場数	報告 件数	測定結果	基準値
アルミニウム合金製造施設から発生するガス処理施設	4	1	0.00032	10
廃棄物焼却炉から発生するガスの処理施設および生ずる灰の貯留施設	9	3	0.00011 ~ 0.0046	10
下水道終末処理施設	3	2	0.0027 ~ 0.0034	10
合計	16	6	0.00011 ~ 0.0046	—